

○ S C 活動の推進について

平成6年2月7日
甲通達(地)第4号

地域の実態に即し、地域住民の要望に応える活動の一環として、従来から一所管区一事案解決運動を推進しているところであるが、近年における社会情勢の変化は、伝統的な地域社会（コミュニティ）を変ぼうさせつつある。これに伴い、地域警察の在り方及び地域住民の要望が大きく変化しており、所管区のみを事案解決の単位とすることは、必ずしも実態にそぐわない面がある。一方、安全で住みよい地域社会を実現するため、生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害等を未然に防止する地域安全活動の展開が地域住民から求められているところである。

このため、一所管区一事案解決運動を更に発展させ、名称を S C 活動（Security of Community=地域社会の安全）と変えるとともに、より地域の実態に即し、また、地域住民の要望にこたえるため、重点的かつ継続的に取り組むこととしたので積極的に S C 活動を推進されたい。

記

第1 趣旨

地域警察において、地域の実態、地域住民の要望等を的確に把握し、交番所長又はブロック所長を中心とした主体的な活動を通じて諸事案を解決し、安全で住みよい地域社会づくりの一翼を担うものである。

第2 実施方策

1 管内の実態把握

- (1) 所管区員は、管内又はブロック内の事件、事故等の発生状況を具体的に把握し、また、警ら、巡回連絡等の所外活動を積極的に行うほか、ふれあい連絡会を開催するとともに、各種会合へ参加し、地域住民の要望、不安、意見等を把握する。
- (2) ふれあい連絡会等には、努めて地域課長、地域交通課長等も出席しその要望を把握する。

2 課題の設定

- (1) 課題の設定に当たっては、管内実態把握活動の中で地域住民の要望、不安、意見等を把握し、真に住民が解決を望んでおり、かつ、警察運営上処理する必要性が高い事案を次の基準により設定する。

ア 短期事案

単純な事案であり、処理期間がおおむね1月未満で、かつ、警察組織内のみで処理できるもの。

イ 中期事案

複雑な事案であり、処理期間がおおむね1月以上6月未満で、かつ、警察組織のみで処理できないもの。

ウ 長期事案

複雑多岐な事案であり、処理期間がおおむね6月以上で、かつ、警察組織のみで処理できないもの。

なお、課題設定に当たっては、事案の内容のみでなく、処理に要する期間を中心として設定すること。

(2) 複数の課題に取り組むこととしてもよいが、体制等を十分勘案し、計画倒れにならないように注意する。

(3) 課題の設定は、交番、駐在所、ブロック等において十分議論した上で行う。

3 実施責任者

(1) 実施責任者は、原則として交番所長又はブロック所長とする。

(2) 実施責任者は、転用勤務の抑制等を図り、事案処理に努めるものとする。

4 具体的方策の検討

(1) 実施責任者を中心に検討会を積極的に開催し、勤務員の自主性と創造性を発揮させる。

(2) 地域交通管理官、地域課長、地域交通課長等は検討会に出席して指導助言を行うとともに、必要に応じて署長、他部門の課長等の出席を要請する。

5 他部門、関係機関・団体等との連携

(1) 地域警察のみで解決が困難な場合には、積極的に他部門の協力を得る。

(2) 地方公共団体、自治会、商店街等に働き掛け、協力を求め、また、諸施策の実施を促す。

(3) 住民の理解と協力を得るため、必要に応じ、市町村広報紙、広報機関等の積極的活用及びミニ広報紙等の作成により広報する。

第3 評価

本活動は、地域警察活動として年間表彰の対象とするほか、顕著な活動実績については、その都度、表彰の対象とする。

第4 報告

新規課題設定については、SC活動課題設定報告書（別記様式第1号）により、また、中間進ち

よく状況、結果及び住民の反響については、SC活動中間・結果報告書（別記様式第2号）により、地域課を經由して毎月5日までに前月分を報告すること。

第5 実施期日

平成6年3月1日から実施する。

様式 略